
プロジェクト リスク分担型企業年金に関する会計処理
第 80 回退職給付専門委員会及び第 336 回企業会計基準委員会で聞か
れた意見
項目

本資料の目的

1. 本資料は、「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」について、第 80 回退職給付専門委員会（2016 年 4 月 28 日開催）及び第 336 回企業会計基準委員会（2016 年 5 月 11 日開催）で聞かれた主な意見をまとめたものである。

本制度の退職給付会計基準上の分類

（確定拠出制度に分類する定め（第 3 項）に対する意見）

第 80 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

2. 「制度の導入時の規約又は制度の導入後に新たな労使合意に基づく規約の改訂がなされた場合は当該改訂時の規約に定められた」という記載は、「又は」以降が長い場合、括弧書きで記載することや、脚注で説明するといった工夫が考えられる。
3. 分類の要件を正確に記載すればするほど、分類の再判定との関係で、どのようなケースが確定拠出制度に分類されるかが分かりにくくなっているため、記載を見直すべきである。
4. 「当該掛金の金額以外に」という記載があるが、「当該掛金の金額を超えて」や「当該掛金の金額の他に」といった文言に見直してはどうか。

第 336 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

5. 制度の導入時の場合と制度の導入後に新たな労使合意に基づく規約の改訂がなされる場合を並列に記載すると、頻繁に規約の改訂が可能な印象を与える可能性がある。そのため、分類の再判定を規定している第 5 項に「新たな労使合意に基づき規約の改訂等がなされた場合には、第 3 項における新たな制度の導入とみなす」等とする取扱いを付記することで、第 3 項から「新たな労使合意に基づく規約の改訂がなされる場合」の記述を削除してはどうか。
6. 第 3 項は、労使合意に基づき規約が複数回改訂された場合は、最終改訂時の規約を指すことが明らかではなく、厳密には正確性に欠けていると考える。また、規約の

改訂がなされた場合は、「当該改訂時」の規約ではなく、「当該改訂後」の規約といった文言に見直してはどうか。

(その他の意見)

第 80 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

7. リスク対応掛金の総額を負債として計上しない論拠に挙げている、「契約等によって解約不能な取引で将来の義務が存在する場合（解約不能の役務提供契約など）であっても、一般的に、契約締結時点で負債を全額計上する会計処理は必ずしも行われていない」という記載は趣旨が曖昧になるため、削除することが望ましい。
8. 特例掛金を拠出する場合に関して、「会計上の退職給付制度の分類(第3項参照)を検討するにあたっては、考慮の対象としていない。」とされているが、この文言は特例掛金を拠出する場合であっても分類を再判定しないように解釈される可能性があるため、制度の導入時における分類を指すことを明記してはどうか。

退職給付制度間の移行等

(特別掛金相当額に関する定め(第10項(3)等)に対する意見)

第 80 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

9. 事務局提案に賛成する。ただし、企業によっては、リスク分担型 DB へ移行したとしても、退職給付制度は存続しているため、移行時における特別掛金相当額の総額と退職給付に係る負債との差額は一時に費用として認識しない会計処理の方が妥当と考える可能性がある。このため、移行時に特別掛金相当額の総額を一時に費用として認識する理由を更に記載する必要があると考える。
また、特別掛金に関する会計処理については、様々な意見があると思われるので、コメント募集において質問項目を設け、広く意見を募集することが望まれる。
10. 事務局提案は、制度導入時点で、特別掛金相当額とリスク対応掛金相当額の性質が確定するという考え方に基づくものと理解しており、移行時に特別掛金相当額の総額を一時に費用として認識する理由としてそのような内容を追加的に記載してはどうか。
また、実務対応報告第2号「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」Q11との整合性をどのように考えたのかを記載することが望まれる。
11. 制度移行時点で退職給付制度の終了として会計処理するため、過去の積立不足をその時点で一旦清算する考え方は適切であると考えられる。

12. 加入者の給与に一定の率を乗じて特別掛金相当額を拠出する場合には、未払金として計上している金額と拠出額が一致しない場合もある。そのような場合の取扱いに関しても明記してはどうか。
13. 一般的に、会計上、未払金の金額が確定しているとも限らず、見積りの要素も含む場合もある。そのような場合、実務上、計上額を毎期見直す場合もあれば、重要な変動がない場合には最終年度に精算する場合もある。このため、未払金として計上している金額と拠出額が一致しない場合の処理を明記しなくてもよいと考える。

第 336 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

14. 「計上した未払金等は、当該特別掛金相当額の拠出の都度、取り崩される」としているが、「拠出の都度」では、拠出の時期についてのみしか示していないため、「拠出額と同額が」という文言を追加してはどうか。

(その他の意見)

第 80 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

15. 「リスク分担型 DB (仮称) への資産の移換」という文言について、実際に資産の移換は行われなため、「リスク分担型 DB (仮称) の資産に充当される」や「リスク分担型 DB (仮称) に引き継がれる」といった文言の方が適切であると考えられる。
16. 注記事項の結論の背景に、移行の時点で特別掛金相当額が定められる場合に関する記載があるが、会計処理を定めた部分に記載する方が自然であると考えられる。

コメントの募集

(公開草案公表時に質問事項を設けることに対する意見)

第 336 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

17. 公開草案の公表時に質問事項を設けて、論点を明らかにした形でコメント募集を行うことに賛成する。

以 上